資料1-5

MIC Ministry of Internal Affairs 令和2年10月6日 and Communications 関東第7年第17日

関東管区行政評価局

マンションの適正な管理の推進等に関する調査

〈調査結果の公表〉

総務省関東管区行政評価局は、マンションの適正な管理を推進する観点から、「管理状況の届出制度」を 導入している地方公共団体における実態を調査しました。

この結果、届出制度を活用してマンション管理士などの専門家による支援を行うなど効果を上げている例 が見られました。

また、問題が発生したマンションの実態を把握するため、東京都マンション管理士会に委託して、マンショ ン管理士が実際に支援を行ったマンションの事例を収集した結果、マンションの実情に応じた支援が効果を 上げている例が見られました。

マンションにおける管理の実態などに着目した調査は行政評価局調査としては全国初のもので、これらの 調査結果について、届出制度を導入していない地方公共団体など関係者の取組の一助となるよう公表する とともに、管理業者を指導する立場の国土交通省関東地方整備局にも参考までに情報提供するものです。

調查対象機関

地方公共団体:東京都、墨田区、豊島区、

板橋区、台東区、

八王子市、武蔵野市

関係機関:マンション管理組合等



<本件照会先>

総務省関東管区行政評価局

第2評価監視官 渡邊

話) 048 - 600 - 2320

(FAX)048 - 600 - 2337

(メール) knt21@soumu.go.jp

マンションの適正な管理の推進等に関する調査

背景等

〇 令和2年6月、「マンション管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号)が改正され、地方公共団体がマンションの管理組合に対して、必要な助言及び指導ができる旨の規定なども盛り込まれた(表1)。

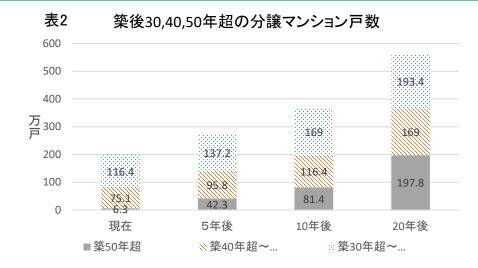
国土交通省の資料によると、築40年以上経過したマンションは、平成30年末時点で81.4万戸あり10年後には約2.4倍の197.8万戸、20年後には約4.5倍の366.8万戸へと急増すると見込まれている。(表2)。

また、同省の資料によると、完成年次が古いマンションほど世帯主が70歳台以上の割合が高く、昭和54年以前のマンションでは、47.2%となっており、建物・設備の老朽化と区分所有者の高齢化という「2つの老い」が進み、居住者の減少、役員の担い手不足等によって管理組合の機能が低下し、適切に管理されない、いわゆる「管理不全」に陥る可能性が指摘されている。

- 近年、地方公共団体の中には、マンションの管理状況を把握するための届出制度を創設し、これにより得た情報を活用 した助言を行うなど、適正な管理が行われていないマンションに対し、能動的に関与していこうという動きが出てきている。
- 一方、マンションで発生している様々な問題に対しては、マンション管理士などの外部専門家の活用も期待されている。
- 〇 マンションの多くは、首都圏に集中しており、平成27年国勢調査によれば、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) のマンション居住世帯は約276万世帯で、全国のマンション居住世帯(約528万世帯)の52.2%となっている。
- 〇 当局は、今回、地方公共団体による届出制度及びマンション管理士による支援に着目し、マンション管理の実態に関する 調査を実施。マンションにおける管理の実態などに着目した調査は、行政評価局調査として全国初。
 - 表1 「マンション管理の適正化の推進に関する法律」改正の概要
 - [1] 国による基本方針の策定
 - マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針 を策定
 - [2] 市区(町村部は都道府県)によるマンション管理適正化の推進
 - 基本方針に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画(マンション管理適正化推進計画)を策定(任意)
 - ○<u>管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導</u> ・助言等を実施
 - マンション管理適正化推進計画を策定した場合に、管理組合が 作成する個々のマンションの管理計画を認定



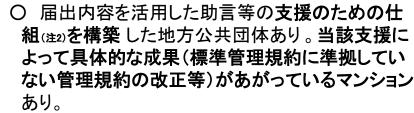
2 令和2年6月24日公布。一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。



調査結果く概要>

1 地方公共団体における届出制度に係る実態把握

国土交通省の資料によると、全国で届出制度を導入している地方公共団体は10都府市区(注1)。 当局は、東京都及び都内の6市区をすべて調査。 さらに6市区に所在する7マンション(届出済み3、未届け4)を調査。



- 未届マンション解消のため、**継続的な督促 を実施**し、効果を上げている地方公共団体あり。
- 一方、管理業者から管理組合に届出書の様式 が届けられなかったと思われる事例がみられるな ど、未届マンションの解消のため管理業者による 一層の協力が期待される現状あり。



届出制度及 びマンション管 理士活用が一 定の効果を上 げていることが 認められる。 これらの取組 の効果的な活 用により、マン ションの適正な 管理が推進さ れることが期 待される。

2 マンション管理士会との協働による事例分析

東京都マンション管理士会に委託し、マンション管理士が支援した75マンションの事例を収集。



- 75マンションに対する支援内容、支援の成果 等を把握。
- マンションで発生したさまざまな問題に対し、 それぞれのマンションの実情に応じた支援を行い 効果(管理組合の運営体制の整備、管理規約の 改正、修繕工事の実施、長期修繕計画の策定 等)をあげている実態あり。
- (注)1 国土交通省の「住宅団地の再生のあり方に関する検討会(第2期)最終とりまとめ」(令和元年8月)による。 この資料によれば、届出制度を導入している地方公共団体は、東京都、台東区、墨田区、豊島区、板橋区、八王子市、武蔵野市、横浜市、名古屋市、大阪府の計10地方公共団体。 そのうち、条例化しているものは、東京都、墨田区、豊島区、板橋区、武蔵野市の5地方公共団体。
 - 2 「支援のための仕組」には、支援が必要な管理組合に自治体職員と専門家によるチームを派遣し支援を実施している例(豊島区)がある。

地方公共団体における届出制度に係る実態把握

東京都及び都内の6市区の届出制度の導入状況 報告書P23~24、28~30、43~46、50~53、79~81、84

団体名	導入時期	届出対象マ ンション数	届出率	条例による 届出義務	条例非適合への 指導・勧告等	条例非適合マン ション名の公表	備考
豊島区	平成25年7月	1,170棟	68.5%	0	0	0	全国の市区町村で初めて届出制度を規定し た条例を制定
八王子市	平成25年8月	1,205棟	47.3%				届出は任意とし、要綱に基づき運用
武蔵野市	平成26年7月	10棟	100%	0			届出対象を新築マンション等に限定
台東区	平成27年12月	1,861棟	11.5%				届出は任意とし、要綱に基づき運用
墨田区	平成29年4月	1,202棟	55.7%	0	0	0	
板橋区	平成30年7月	1,772棟	52.7%	0	0	0	
東京都	令和2年4月	-	_	0	0		都道府県で初めて届出制度を規定した条例 を制定

- (注)1 届出対象マンション数及び届出率は、令和元年11月30日現在の数値である。
 - 2 「届出対象マンション」の範囲は、「マンション管理適正化法において規定するマンション(=全てのマンション)」(台東区、豊島区、板橋区)、「2以上の区分所有者が存する建築物で、人 の居住の用に供する専有部分がある共同住宅」(八王子市)、「開発事業を行う場合であって、共同住宅若しくは長屋を建築又は増築をするとき(届出制度導入以降の新築マンション等)」 (武蔵野市)、「人の居住の用に供する専有部分を有する非木造の建築物で、地階を除く階数が3以上、住戸の数が6以上であるもの」(墨田区)、「昭和58年12月31日以前に新築された マンション、かつ、人の居住の用に供する独立部分の数が6以上であるもの」(東京都)とされている。

東京都及び都内の6市区が導入した届出制度の概要

条例による届出義務



○ <u>東京都及び条例制定4市区</u>では、<u>対象マンションに届出が義務付けられている。いずれも未届けに対する罰則</u> 規定は設けていない。条例を制定していない2市区では、届出は義務付けられておらず、マンション側の任意である。

条例非適合への指 導・勧告等、マンショ ン名の公表等



- 東京都及び条例制定3区では、届出以外に「管理組合の運営」、「管理規約の作成・保管」、「総会・理事会の議事 録の作成・保管」、「長期修繕計画の作成」等がマンション区分所有者等の責務とされている。
- 東京都は、管理状況に応じて「助言」、「指導」又は「勧告」できると規定、条例制定3区では「指導」、「要請」(豊島 区のみ)、「勧告」できると規定し、さらに、勧告に従わない場合、「マンションの名称等を公表」できると規定してい るが、指導、要請、勧告及びマンションの名称等の公表の実例はない。

届出制度による効果



○ 条例制定3区では、届出をしたマンションに対する何らかの支援措置を設けている。届出内容から、支援が必要 な管理組合に自治体職員と専門家によるチームを派遣する仕組を構築し、当該支援によって具体的な成果を挙げ ている例(豊島区)がある。

東京都の条例と都内 6市区の関係

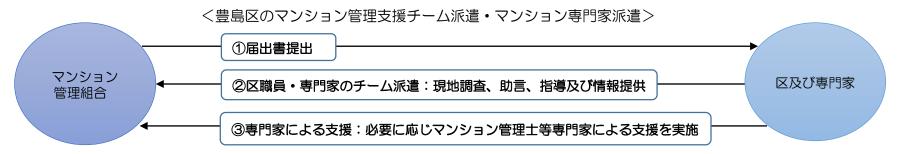


- 東京都の条例は、都が届出制度を導入する前から制度を導入していた6市区の対象マンションにも適用される。
- 条例制定3区では、東京都と区、両方の届出の対象となったマンションについて、両方に届け出る(墨田区、板橋 区)、東京都にのみ届け出る(豊島区)こととしている。

CASE1 届出を契機に区と専門家が協働で管理組合を支援

報告書P82~83、101~103

・ 届出内容から、支援が必要なマンション管理組合に区職員と専門家(マンション管理士等)によるチームを派遣し、管理状況に応じた支援 を実施(チーム派遣実績: 平成 29 年度~ 令和元年度269件)(豊島区)



<届出を契機に区の事業により専門家による支援が行われた例>

・ 区の事業により派遣されたマンション管理士が、マンションの管理規約が現行の標準管理規約と異なっている点について、個々具体的に解説するとともに、管理規約の改正案を作成する支援を行い、総会に提案予定(当局が調査した届出済のマンション管理組合)

CASE2 継続的に督促を行う取組により届出率が向上

報告書P81、92~95

- ・ 届出制度導入以降、毎年度、文書により届出を督促する取組や、築30年以上のマンションを対象に現地訪問により届出を督促する取組等により、届出率が平成29年度40.8%から令和元年度 55.7%に上昇(墨田区)
- ・ 年2回実施している分譲マンション管理セミナーの開催通知に合せて文書により届出を督促する取組や、区職員と専門家が協働で届出を しないマンションを戸別訪問して届出を督促する取組等により、届出率が平成25年度52.4%から令和元年度68.5%に上昇(豊島区)

CASE3 未届マンションの解消のために管理業者の協力も重要

報告書P81~82、95

<地方公共団体が管理組合に連絡等を行うに当たり、以下のとおり、管理業者が障壁になっているのではないかとの意見が聞かれた>

- ・ 全ての管理組合宛の郵便物は、マンションの管理員が管理業者に転送し、管理業者が管理組合の確認が必要と判断したもののみ提供される仕組み。届出制度導入時の理事長は区からの文書を見ておらず、管理業者から管理組合に届けられなかったものと思われる。(当局が調査した未届けのマンション管理組合)
- 管理業者に届出制度についての理解が得られていないことも届出が行われていない要因。届出制度を導入した区と問題意識を共有してほしい。(墨田区)

当局が調査した7マンションの実地調査結果

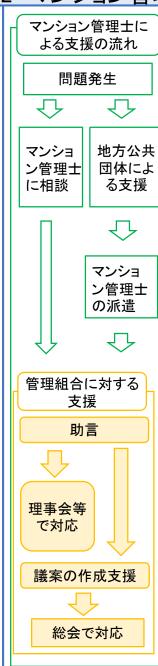
○ 地方公共団体からの支援を受けた3マンション及び地方公共団体への届出を行っていなかった4マンションを調査した。その結果、 支援の内容、効果、届出を行っていなかった理由などについて、以下のような実態がみられた。

【地方公共団体からの支援を受けたマンション】

マンション	新築年 (建築年数)	総住戸 数	管理委 託状況	発生した問題	問題が発生した原因	専門家による支援の内容及び効果
A - <u>#</u> 告書	昭和38年 (57年) P13~17、108、118~119	51戸	自主 管理	管理規約において、本来、共有部分とされる部分(バルコニー)が共有部分と規定されていない等	管理組合及び区分所有者の 中にマンション管理にかかる 専門的な知識を有するものが いなかったため等	建築士が管理規約の見直し等について、国 土交通省の標準管理規約等に基づく助言等 の支援を行った結果、管理組合の合意形成 に向けた勉強会を開始等。
B - <u>報告書</u>	昭和54年 (41年) 	12戸 ³ [!]	自主 管理	管理規約が当該マンションの形態である複合用途型になっておらず、最新の標準管理規約に準拠していない等	自主管理によりマンションを 管理しているため、区分所有 者に専門知識を有する者が いないこと	マンション管理士が現行のマンション標準管理規約を逐条で解説、管理規約の改正案を提案する等の支援を行った結果、管理規約を改正(総会に提案予定)等。
C 報告書!	C 昭和46年 (49年) 全部 委託			店舗部分と住居部分の区分所有者の間の持分割合が明確でなく、このことが原因で大規模修 繕工事等における費用負担を根拠をもって示せない等	区分所有者の管理への無関 心から、総会や理事会が機 能していなかったこと等	マンション管理士が持分割合を明確にするため、登記簿謄本等を調査する等の支援を行った結果、店舗部分の持分が明確になるとともに、管理組合にマンションの適正な管理に関する知識が蓄積されたこと等。

| 地方公共団体への届出を行っていなかったマンション

マンション	新築年 (建築年数)	総住 戸数	管理委 託状況	発生している問題	問題が発生した原因	届出を行っていなかった理由
D 「 <u>++++</u> 「 <u>報告書P</u>	昭和52年 (43年) _{13~17,81~82,95}	33戸	全部 委託	耐震補強が必要であるが 修繕積立金が不足してい る等	管理組合の中にマンション管理に ついての専門知識を有する者が いないこと等	届出が条例で義務付けられていることを知らなかった。届出書の様式は理事長には届いていない。理由は不明。管理組合の郵便ポストは管理員が管理している。管理会社も届出のことは知らないとのこと。
E 報告書P	昭和47年 (48年) ^{13~17、81、95}	103戸	一部 委託	長期修繕計画を策定して おらず、計画的な修繕が行 われていない等	住居として利用する区分所有者と 事業所として利用する区分所有 者の間で意見が対立し、合意形 成がとれなかったこと等	届出が条例で義務付けられていることを知らなかった。管理業者がアンケート調査に回答したことを管理状況の届出を行ったものと勘違いしていた。
F - 報告書P	昭和53年 (42年) ^{P13~17、81~82、95}	20戸	全部 委託	大規模修繕工事を実施し ていない等	大規模修繕工事の実施の必要性 を認識していなかったこと等	届出が条例で義務付けられていることを知らなかった。区からの文書が管理業者から管理組合に届けられていないのではないか。
G 報告書	昭和60年 (35年) P ^{13~1} ² ⁸ 1, ⁹ 5 - ¦	125戸	全部 委託	大規模修繕工事を予定しているが、修繕積立金が不足している等	役員が1年で全員交代しており、 課題認識の継続に時間が掛かり、 実行が遅延すること等	当該マンションが届け出ていないことを承知していなかった。届出制度導入時の理事長に確認したところ、届け出ることを失念していた。



○ 75マンションに対するマンション管理士の支援事例をみたところ、以下の例のように、 それぞれのマンションの実情に応じた支援を行い効果をあげている実態がみられた。

それぞれのマンションの美情に応じた文援を行い効果をめげている美態がみられた。								
	問題	原因		支援内容	支援結果			
CASE1 昭和50年 代前半の 建築 30戸未満 7階建て	①管理組合が形成されていない。 ②長期修繕計画が作成されていない。 ②長期修繕計画が作成される場所で ②長期修繕計画が作成される制度がない。 ③大規模修繕工事が を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	賃貸マンションで 賃貸マンションで で建築され、後に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	賃とマ門おと	①管理組合の啓もう及び管理組合の改ち上げ支援 ②マンション管理に関する指導に係る指導に係る指導に係る指導をで理に係る指導をででででででででででででいる。 ②マ項に係る管理組合ででででででででいる。 会の開催、でででででででいる。 ③ででは、ででででででででいる。 ③ででは、ででででいる。 のででででいる。 のでででいる。 のでででいる。 のでででいる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでき。 のでき。 のできる。 のできる。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき	①管理組合の形成 ②管理規約の策定 ③長期修繕計画の策定及 び修繕積立金制度の導入 ④エレベーター改修 ⑤大規模修繕工事の実施			
で 平成10年 代前半の 建築 30戸未満 12階建て	①長期修繕計画の見直しが行われていない。 ②修繕積立金不足のため、バルコニーの塩ビシートが剥がれてめらり上がってかるが多数ある。 ③出席者が足りず事業年度中理事会が1回も開催されない。 ④管理業者が理事会の承認を得ず議案を総会に提出している。	①管理業者任せる 理組合運営 ②区分所有者がで ション管理に無関 専門知識を有する がいないこと ③管理業者の担当 の支援不足	マン 関心、 3者	①理事会開催案内を管理 業者から出させるよう助言 ②外部専門家が理事になれるよう管理規約の改正支援 ③管理業者担当者の変更要請 ④建築事務所の選定を行う等建物調査診断の実施支援 ⑤施工会社の選定等大規模修繕工事の実施支援	①マンション管理士の外部専門家理事への就任 ②理事会の定期開催の実現 ③管理業者担当者の変更 ④長期修繕計画の改定及び修繕積立金の見直し ⑤建物調査診断の実施 ⑥大規模修繕工事の実施			

※それぞれの詳細については事例集に掲載しており、CASE1については事例No.1、CASE2については事例No.6を参照されたい。

東京都マンション管理士会による <u>事例の収集</u>

マンション管理の実情とマンション管理士による支援の実態を明らかにすることを企図



当局単独では、問題が発生しているマンションの特定や 当該マンションとの接触が困難。また、事例の収集数にも 限界

問題が発生したマンションに対する支援を実施するマンション管理士が多数在籍する東京都マンション管理士会に委託し

- ①マンション管理士が平成25年以降に支援した
- ②東京都内に所在する
- ③放置すれば、マンションの適切な修繕が行われない事態となるおそれのある事柄に対し支援した事例を収集

75マンションの事例の提供を受けた。

マンション管理士によるマンションの管理 に関する支援の事例集の作成等

支援事例のうち、地域の生活環境や市街地環境への影響が大きい「建物や施設の修繕に関連する問題」に関する支援事例で関係者の参考となりそうな24マンションに対する支援事例を抽出して「マンション管理士によるマンションの管理に関する支援の事例集」として取りまとめた。

また、それ以外の問題についても、関係者の参考となりそうな支援事例の要旨を結果報告書123頁以降に取りまとめた。

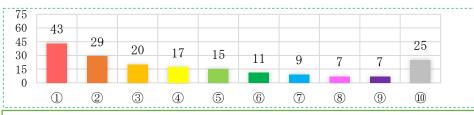
75マンションで発生していた問題及びその原因

75マンションで発生した問題の内訳



- ①管理規約がない・不適切
- ②建物・施設に破損・不具合
- ③修繕積立金が不足
- ④長期修繕計画がない
- ⑤理事会が形骸化・不適切
- ⑥総会が形骸化、管理組合未形成
- ⑦その他

75マンションで発生した問題の生じた原因の内訳



- ①区分所有者等に専門知識を有 する者なし
- する者なし ②区分所有者が管理に無関心
- ③管理業者の支援が不十分
- ④非協力的な区分所有者の存在
- ⑤居住区分所有者が少ない

- ⑥理事会役員が短期の輪番制
- ⑦等価交換マンションとして 建築された経緯
- ⑧理事会役員のなり手不足
- 9合意形成を先延ばしにした
- (10)その他
- (注)1 複数の問題が発生している事例がある。
 - 2 各分類の定義は結果報告書参照